



HPはこちら

会社提案「通勤手当等の見直しについて」

説明申し入れを提出

東日本ユニオンは、経営側より4月25日に提案された「通勤手当等の見直し」に対して、6月4日に申第27号「『通勤手当等の見直しについて』」に関する申し入れ（説明）を経営側に提出しました。

<主な申し入れ項目>

- ◆「在来線普通列車での通勤時間が1時間30分以上であり、かつ、自社線の新幹線の利用により45分以上短縮できる場合」とした根拠を明らかにすること。
 - ◆通勤手当の支給条件及び範囲のうち「会社が認めた在来線特別急行列車を利用する場合」が適用される具体的要件を明らかにすること。
 - ◆通勤手当の支給条件及び範囲のうち「会社が特に必要と認めた場合」が適用される具体的要件を明らかにすること。
 - ◆新幹線等停車駅までの間が内方5km以内又は1駅の場合に限り最寄駅として認め、逆方向に戻って乗車できる根拠を明らかにすること。
 - ◆自動車等で通勤する者に対する通勤手当の支給額区分を(1)から(9)に定めている根拠を明らかにすること。
 - ◆自動車等で通勤する者に対する通勤手当の上限を「一利用区間の距離が40km以上」としている根拠を明らかにすること。
 - ◆JR線から他社線等への乗換における徒歩時分の計算について考え方を明らかにすること。
- ほか11項目。全18項目

非効率な通勤経路によって、業務開始前から疲労を溜めた状態でよいのか！？
1時間30分（45分短縮）ルールは、首都圏と地方が一律でよいのか！？

など、多くの疑問や不満の声が寄せられています！